

## 新型コロナウイルス関連

(ドバイの商業施設等の収容人数の制限、罰則強化の方針等：2月2日～)

令和2年2月2日  
在ドバイ日本国総領事館

### 【ポイント】

- ドバイ当局は、商業施設等の収容人数の制限、レストランやカフェの営業時間の制限、パブやバーの閉鎖（終日）等に関する新たな制限を発表しました。本件措置は、2月2日から2月28日までの予定です。
- また、予防措置の遵守状況の確認、検査を強化するとともに、予防措置に故意に従わない場合の罰則を強化する方針も発表しました。

### 【本文】

#### 1 商業施設等の収容人数等の制限

2月1日にドバイ当局が発表した、各施設の収容率や閉店時間に関する概要は以下のとおりです。

- (1) 映画館、娯楽施設、スポーツ施設等の収容人数を、最大時の50%に制限する。
- (2) ホテルの宿泊可能人数を、最大時の70%に制限する。
- (3) プライベートビーチやホテルのプールの利用可能人数を、最大時の70%に制限する。
- (4) ショッピングモールの入場可能人数を、最大時の70%に制限する。
- (5) レストランやカフェの営業時間を、午前1時までとする。同施設内でのバンド演奏やダンス等の娯楽活動は禁止する。
- (6) パブやバーを、終日閉鎖とする。

#### 2 罰則の強化、通報の推奨

(1) ドバイ当局は予防措置の遵守状況を確認するため、各所での検査を強化する他、マスクの着用や社会的距離の確保等の予防措置を「意図的に無視」していると認められる場合には、これまでよりも厳しい罰則を科すとしています。ただし、その罰則の詳細は未発表です。

(2) また、住民に対し、当局が発表した各種措置を遵守していない事案を発見した場合には、ドバイ警察に通報するよう呼びかけています。

(3) 2月2日、当館がドバイ警察に確認した結果、現時点で有効な主な規制及び違反した場合の罰金は以下のとおりです。上記(1)のとおり、当局は罰則を強化する方針を発表していますので、引き続きご注意ください。

ア マスクの常時着用（外出時、出勤時、職場でも常時着用が必要）：罰金 AED3,000

イ 通常の人同士の社会的距離「2m」の確保：罰金 AED3,000

ウ 車両の最大乗車人数：罰金 AED3,000

(ア) セダン型タクシー：乗客の中に14歳以下の子どもを含む場合、運転手の他に3人の乗車が可能。  
大人3人の乗車は不可。

(イ) 3列シートバン型タクシー：運転手の他に大人4人まで可能。

(ウ) 私用車／自家用車：運転手の他に2人まで可能。ただし、2親等以内の同居家族の場合は3人以上の乗車も可能。

- エ 集会の制限（上記1参照）：主催者 AED50,000、参加者 AED10,000/人
- オ 当局からの指導に基づく検疫指示に従わない場合：罰金 AED 50,000

### 3 留意点

(1) 2月2日現在、UAE 当局が発表する新規感染者数は高水準で推移しています。当局は、査察キャンペーン等を行なって各種制限の取組状況に対する監視を強化しており、違反した個人について検挙し又は警告し、事業者には施設の閉鎖を命じたなどと公表しています。また、ショッピングモール等の各商業施設や航空会社などは政府の規制に加え個別の制限を設けていることがあり、利用者にはその遵守が求められます。加えて、各首長国によって制限や罰金が異なります。在留邦人及び当地滞在中の皆様におかれては、これらの点にご注意くださるようお願いいたします。

(2) 本メールに掲載した情報は2月2日時点のものであり、UAE 当局による措置は今後も予告なく変更され又は追加されることが予想されます。在留邦人及び当地滞在中の皆様におかれては、十分な感染予防策をとるとともに、当局の発表等、最新の情報の入手に努めてください。

#### 【本件に関する参照先】

○ドバイメディア局公式（2月1日付：ドバイのモールや娯楽施設等の収容人数引き下げ、罰則の強化等）  
<https://www.mediaoffice.ae/en/news/2021/Feb/01-02/Under-directives-of-Mohammed-bin-Rashid>

#### ○ドバイ警察公式

（1月31日付：ドバイ警察からの住民への通報呼びかけ）  
<https://mediaoffice.ae/en/news/2021/Jan/31-01/Dubai-Police-urges-public-to-inform-about-any-breakign-for-covid19-precausion>

（通報サイト「Police Eye」）

[https://www.dubaipolice.gov.ae/wps/portal/home/services/individualservices/policeEye!/ut/p/z0/04\\_Sj9CPykssy0xPLMnMz0vMAfIjo8zi\\_T29HQ2NvA183b2M3Awcg7xNDIyd\\_Q3d3c31g1Pz9AuyHRUBMHh2Nw!//](https://www.dubaipolice.gov.ae/wps/portal/home/services/individualservices/policeEye!/ut/p/z0/04_Sj9CPykssy0xPLMnMz0vMAfIjo8zi_T29HQ2NvA183b2M3Awcg7xNDIyd_Q3d3c31g1Pz9AuyHRUBMHh2Nw!/)

（通報電話番号）901 ※UAE 国内からのみ

#### 【一般的な参考情報】

○ドバイメディア局公式 Twitter：<https://twitter.com/DXBMediaOffice>

○ドバイ保健庁（DHA）公式 Twitter：[https://twitter.com/dha\\_dubai](https://twitter.com/dha_dubai)

○ドバイ警察公式 Twitter：<https://twitter.com/dubaipolicehq>

○外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

○厚生労働省（日本への入国に関する情報）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)

---

在ドバイ日本国総領事館

電話：+971-(0)4-293-8888（日～木曜 08:00-16:00、ラマダン中は 08:00-14:00）

F A X : +971-(0)4-332-4474

所在地 : 28th Floor, Dubai World Trade Centre, UAE

メール : [ryouji@du.mofa.go.jp](mailto:ryouji@du.mofa.go.jp)

ホームページ : [http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※本メールは、在留届提出者及びたびレジに登録されている方に送付しています。

※在留届の「変更届」及び「帰国届」をご提出される方はこちら。

[http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/visa\\_orr.html](http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_orr.html)

---